

## 地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途について(令和2年度決算分)

平成26年4月から、消費税の税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられました。また、令和元年10月からは、食料品などの軽減税率が適用されるものを除き、8パーセントから10パーセントに引き上げられました。この引き上げられた消費税は社会保障財源化分といい、介護や子育て、医療、年金などの社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の財源として使用されます。

市の収入である地方消費税交付金についても社会保障財源化分が増収になりますが、令和2年度の決算における社会保障財源化分の使途は、次のとおりです。

〔歳入〕 地方消費税交付金の収入額	1,438,993 千円
うち社会保障財源化分	789,954 千円
〔歳出〕 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	8,918,746 千円

(単位：千円)

区分		事業費	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉費	1,890,075	878,055	484,529	0	16,824	102,538	408,129
	老人福祉費	57,932	0	0	0	5,765	10,475	41,692
	介護保険費	1,143	0	0	0	0	230	913
	児童福祉費	15,352	7,065	3,272	0	0	1,007	4,008
	児童措置費	849,433	582,130	128,166	0	0	27,938	111,199
	母子福祉事業費	346,332	109,935	11,068	0	440	45,156	179,733
	児童福祉施設費	222,102	38,111	19,643	90,200	30,207	8,823	35,118
	保育園費	1,327,050	329,595	123,891	27,700	88,156	152,142	605,566
	生活保護扶助費	1,797,994	1,331,523	50,965	0	24,766	78,457	312,283
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	550,845	84,053	276,155	0	0	38,279	152,358
	介護保険特別会計繰出金	735,023	35,353	17,676	0	0	136,939	545,055
	後期高齢者医療特別会計繰出金	154,096	0	111,030	0	0	8,648	34,418
	後期高齢者医療事業費	592,974	0	0	0	0	119,065	473,909
	国民年金費	714	678	0	0	0	7	29
保健衛生	予防費	135,713	0	0	0	800	27,090	107,823
	母子保健費	175,504	5,729	36,083	0	32,029	20,413	81,250
	健康増進費	66,463	624	2,355	0	0	12,747	50,737
合計		8,918,746	3,402,851	1,264,833	117,900	198,987	789,954	3,144,221

※1 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の額で按分して充当しています。

※2 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合があります。